

## 傍聴にあたっての注意

1. 次のいずれかに該当する方は、傍聴をお断りします。
  - ① 銃器、火薬その他危険物を持っている方
  - ② 酒気を帯びていると認められる方
  - ③ ラジオ、拡声器、マイク等で会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している方
  - ④ 委員会が職務執行上支障があると認める方
  
2. 傍聴する方は、次に掲げる事項を守ってください。
  - ① 傍聴席以外には入らないこと。
  - ② 騒ぎ立てるなどして会議の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないこと。
  - ③ 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - ④ 写真等を撮影したり、録音をしないこと。（ただし、特に委員会の許可を得た場合を除く。）
  
3. 傍聴する方は、会議を非公開とする委員長の決定があったときは、速やかに退場してください。